

## ■桜今井地区地区計画

名 称	桜今井地区地区計画	地区整備計画	壁面の位置限 制	道路及び隣地の境界線から建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は0.75mとする。 ただし、附属車庫、附属物置で軒高が2.3mを越えないものにあってはこの限りでない。
位 置	四日市市桜町地内		建高さ制 限 建築物の限 制	地盤面からの高さが12m以下とする。
面 積	約3.4ha	地区的目標 士の地方利用針 建築物等の方針 区域の整備・開発及び保全に関する方針	* 区域は計画図表示のとおり。	
地区的目標 士の地方利用針 建築物等の方針 区域の整備・開発及び保全に関する方針	本地区は、桜今井土地区画整理事業により、整備された住宅市街地であり、今後、建築物の計画的な誘導を図ることにより、快適な住環境が保たれた良好な市街地の形成を図る。		* 区域は計画図表示のとおり。	
地区的目標 士の地方利用針 建築物等の方針 区域の整備・開発及び保全に関する方針	生活利便施設の誘導を図りながら、主として住居としての土地利用の増進を図る。		* 区域は計画図表示のとおり。	
地区的目標 士の地方利用針 建築物等の方針 区域の整備・開発及び保全に関する方針	中高層の建築物を規制するとともに、敷地周囲の空地の確保を誘導し、ゆとりと落ち着きのある住宅市街地の形成を図る。		* 区域は計画図表示のとおり。	



1:5,000